# 独立行政法人国民生活センターの業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する内閣府令 （平成十五年内閣府令第八十五号）

#### 第一条（通則法第八条第三項に規定する主務省令で定める重要な財産）

独立行政法人国民生活センター（以下「センター」という。）に係る独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第八条第三項に規定する主務省令で定める重要な財産は、その保有する財産であって、その通則法第四十六条の二第一項又は第二項の認可に係る申請の日（各項ただし書の場合にあっては、当該財産の処分に関する計画を定めた通則法第三十条第一項の中期計画の認可に係る申請の日）における帳簿価額（現金及び預金にあっては、申請の日におけるその額）が五十万円以上のもの（その性質上通則法第四十六条の二の規定により処分することが不適当なものを除く。）その他内閣総理大臣が定める財産とする。

#### 第一条の二（監査報告の作成）

センターに係る通則法第十九条第四項の規定により主務省令で定める事項については、この条の定めるところによる。

##### ２

監事は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。  
この場合において、役員（監事を除く。第一号、第五項及び第十一条第二項において同じ。）は、監事の職務の執行のための必要な体制の整備に留意しなければならない。

* 一  
  役員及び職員
* 二  
  その他監事が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者

##### ３

前項の規定は、監事が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。

##### ４

監事は、その職務の遂行に当たり、必要に応じ、他の監事との意思疎通及び情報の交換を図るよう努めなければならない。

##### ５

監査報告には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

* 一  
  監事の監査の方法及びその内容
* 二  
  センターの業務が、法令等に従い適正に実施されているかどうか及び中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについての意見
* 三  
  役員の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制その他センターの業務の適正な実施を確保するための体制の整備及び運用についての意見
* 四  
  役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令に違反する重大な事実があったときは、その事実
* 五  
  監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由
* 六  
  監査報告を作成した日

#### 第一条の三（監事の調査の対象となる書類）

センターに係る通則法第十九条第六項第二号に規定する主務省令で定める書類は、独立行政法人国民生活センター法（平成十四年法律第百二十三号。以下「センター法」という。）第十三条に規定する内閣総理大臣の認可を受けるために内閣総理大臣に提出する書類とする。

#### 第一条の四（業務方法書に記載すべき事項）

センターに係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。

* 一  
  センター法第十条第一号に規定する国民生活の改善に関する情報の提供に関する事項
* 二  
  センター法第十条第二号に規定する国民からの苦情、問合せ等に対する情報の提供に関する事項
* 三  
  センター法第十条第三号に規定する行政庁、団体等の依頼に応じて行う国民生活に関する情報の提供に関する事項
* 四  
  センター法第十条第四号に規定する国民生活の実情及び動向に関する総合的な調査研究に関する事項
* 五  
  センター法第十条第五号に規定する情報収集に関する事項
* 六  
  センター法第十条第六号に規定する重要消費者紛争の解決に関する事項
* 六の二  
  センター法第十条第七号に規定する仮差押命令の立担保に関する事項
* 七  
  センター法第十条第八号に規定する附帯業務に関する事項
* 八  
  業務委託の基準
* 九  
  競争入札その他契約に関する基本的事項
* 十  
  その他センターの業務の執行に関して必要な事項

#### 第二条（中期計画の認可の申請）

センターは、通則法第三十条第一項の規定により中期計画の認可を受けようとするときは、中期計画を記載した申請書を、当該中期計画の最初の事業年度開始三十日前までに（センターの最初の事業年度の属する中期計画については、センターの成立後遅滞なく）、内閣総理大臣に提出しなければならない。

##### ２

センターは、通則法第三十条第一項後段の規定により中期計画の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

#### 第三条（中期計画に定めるその他業務運営に関する事項）

センターに係る通則法第三十条第二項第八号に規定する主務省令で定める業務運営に関する事項は、施設・設備に関する計画、人事に関する計画、中期目標期間を超える債務負担及び中期目標期間終了時の積立金の使途とする。

#### 第四条（年度計画の作成及び変更に係る事項）

センターに係る通則法第三十一条第一項の年度計画には、中期計画に定めた事項に関し、当該事業年度において実施すべき事項を記載しなければならない。

##### ２

センターは、通則法第三十一条第一項後段の規定により年度計画を変更したときは、変更した事項及びその理由を記載した届出書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

#### 第五条（業務実績等報告書）

センターに係る通則法第三十二条第二項の報告書には、当該報告書が次の表の上欄に掲げる報告書のいずれに該当するかに応じ、同表の下欄に掲げる事項を記載しなければならない。  
その際、センターは、当該報告書が同条第一項の評価の根拠となる情報を提供するために作成されるものであることに留意しつつ、センターの事務及び事業の性質、内容等に応じて区分して同欄に掲げる事項を記載するものとする。

##### ２

センターは、前項に規定する報告書を内閣総理大臣に提出したときは、速やかに、当該報告書をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

#### 第六条（会計の原則）

センターの会計については、この府令の定めるところにより、この府令に定めのないものについては、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする。

##### ２

金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）第二十四条第一項に規定する企業会計審議会により公表された企業会計の基準は、前項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとする。

##### ３

平成十一年四月二十七日の中央省庁等改革推進本部決定に基づき行われた独立行政法人の会計に関する研究の成果として公表された基準（第八条並びに第十一条第三項第二号イ及びロにおいて「独立行政法人会計基準」という。）は、この府令に準ずるものとして、第一項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に優先して適用されるものとする。

#### 第七条（償却資産の指定等）

内閣総理大臣は、センターが業務のため取得しようとしている償却資産についてその減価に対応すべき収益の獲得が予定されないと認められる場合には、その取得までの間に限り、当該償却資産を指定することができる。

##### ２

前項の指定を受けた資産の減価償却については、減価償却費は計上せず、資産の減価額と同額を資本剰余金に対する控除として計上するものとする。

#### 第七条の二（譲渡差額を損益計算上の損益に計上しない譲渡取引）

内閣総理大臣は、センターが通則法第四十六条の二第二項の規定に基づいて行う不要財産の譲渡取引についてその譲渡差額を損益計算上の損益に計上しないことが必要と認められる場合には、当該譲渡取引を指定することができる。

#### 第七条の三（対応する収益の獲得が予定されない資産除去債務に係る除去費用等）

内閣総理大臣は、センターが業務のため保有し又は取得しようとしている有形固定資産に係る資産除去債務に対応する除去費用に係る費用配分額及び時の経過による資産除去債務の調整額（以下この条において「除去費用等」という。）についてその除去費用等に対応すべき収益の獲得が予定されていないと認められる場合には、当該除去費用等を指定することができる。

#### 第七条の四（対応する収益の獲得が予定されない承継資産）

内閣総理大臣は、センターが承継するたな卸資産について当該たな卸資産から生ずる費用に相当する額（以下「費用相当額」という。）に対応すべき収益の獲得が予定されないと認められる場合には、その承継までの間に限り、当該たな卸資産を指定することができる。

##### ２

前項の指定を受けたたな卸資産に係る費用相当額については、費用は計上せず、費用相当額と同額を資本剰余金に対する控除として計上するものとする。

#### 第八条（財務諸表）

センターに係る通則法第三十八条第一項に規定する主務省令で定める書類は、独立行政法人会計基準に定める行政コスト計算書、純資産変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書とする。

#### 第九条（事業報告書の作成）

センターに係る通則法第三十八条第二項の規定により主務省令で定める事項については、この条の定めるところによる。

##### ２

事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

* 一  
  センターの目的及び業務内容
* 二  
  国の政策におけるセンターの位置付け及び役割
* 三  
  中期目標の概要
* 四  
  理事長の理念並びに運営上の方針及び戦略
* 五  
  中期計画及び年度計画の概要
* 六  
  持続的に適正なサービスを提供するための源泉
* 七  
  業務運営上の課題及びリスクの状況並びにその対応策
* 八  
  業績の適正な評価に資する情報
* 九  
  業務の成果及び当該業務に要した資源
* 十  
  予算及び決算の概要
* 十一  
  財務諸表の要約
* 十二  
  財務状態及び運営状況の理事長による説明
* 十三  
  内部統制の運用状況
* 十四  
  センターに関する基礎的な情報

#### 第十条（財務諸表等の閲覧期間）

センターに係る通則法第三十八条第三項に規定する主務省令で定める期間は、五年とする。

#### 第十一条（会計監査報告の作成）

通則法第三十九条第一項の規定により主務省令で定める事項については、この条の定めるところによる。

##### ２

会計監査人は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。  
ただし、会計監査人が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。

* 一  
  役員及び職員
* 二  
  その他会計監査人が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者

##### ３

会計監査人は、通則法第三十八条第一項に規定する財務諸表並びに同条第二項に規定する事業報告書及び決算報告書を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする会計監査報告を作成しなければならない。

* 一  
  会計監査人の監査の方法及びその内容
* 二  
  財務諸表（利益の処分又は損失の処理に関する書類を除く。以下この号及び第四項において同じ。）がセンターの財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見があるときは、次のイからハまでに掲げる意見の区分に応じ、当該イからハまでに定める事項
* 三  
  前号の意見がないときは、その旨及びその理由
* 四  
  追記情報
* 五  
  前各号に掲げるもののほか、利益の処分又は損失の処理に関する書類、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に関して必要な報告
* 六  
  会計監査報告を作成した日

##### ４

前項第四号に規定する「追記情報」とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、会計監査人の判断に関して説明を付す必要があるもの又は財務諸表の内容のうち強調する必要があるものとする。

* 一  
  正当な理由による会計方針の変更
* 二  
  重要な偶発事象
* 三  
  重要な後発事象

#### 第十二条（短期借入金の認可の申請）

センターは、通則法第四十五条第一項ただし書の規定により短期借入金の認可を受けようとするとき、又は同条第二項ただし書の規定により短期借入金の借換えの認可を受けようとするときは、次の事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

* 一  
  借入れを必要とする理由
* 二  
  借入金の額
* 三  
  借入先
* 四  
  借入金の利率
* 五  
  借入金の償還の方法及び期限
* 六  
  利息の支払の方法及び期限
* 七  
  その他必要な事項

#### 第十二条の二（長期借入金の認可の申請）

センターは、センター法第四十三条の二第一項の規定により長期借入金の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

* 一  
  借入れを必要とする理由
* 二  
  借入金の額
* 三  
  借入先
* 四  
  借入金の利率
* 五  
  借入金の償還の方法及び期限
* 六  
  利息の支払の方法及び期限
* 七  
  その他必要な事項

#### 第十二条の三（償還計画の認可の申請）

センターは、センター法第四十三条の二第二項の規定により償還計画の認可を受けようとするときは、通則法第三十一条第一項前段の規定により年度計画を届け出た後遅滞なく、次に掲げる事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。  
ただし、償還計画の変更の認可を受けようとするときは、その都度提出しなければならない。

* 一  
  長期借入金の総額及び当該事業年度における借入見込額並びにその借入先
* 二  
  長期借入金の償還の方法及び期限
* 三  
  その他必要な事項

#### 第十三条（通則法第四十八条に規定する主務省令で定める重要な財産）

センターに係る通則法第四十八条に規定する主務省令で定める重要な財産は、センターが所有する土地及び建物とする。

#### 第十四条（通則法第四十八条に規定する主務省令で定める重要な財産の処分等の認可の申請）

センターは、通則法第四十八条の規定により重要な財産を譲渡し、又は担保に供すること（以下この条において「処分等」という。）について認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

* 一  
  処分等に係る財産の内容及び評価額
* 二  
  処分等の条件
* 三  
  処分等の方法
* 四  
  センターの業務運営上支障がない旨及びその理由

#### 第十五条（積立金の処分に係る承認申請書の添付書類）

センターに係る独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令第二十一条第二項に規定する命令で定める書類は、次の書類とする。

* 一  
  通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下「当該期間」という。）最後の事業年度末の貸借対照表
* 二  
  当該期間最後の事業年度の損益計算書
* 三  
  承認を受けようとする金額の計算の基礎を明らかにした書類

#### 第十六条（内部組織）

センターに係る通則法第五十条の六第一号に規定する離職前五年間に在職していた当該中期目標管理法人の内部組織として主務省令で定めるものは、現に存する理事長の直近下位の内部組織として内閣総理大臣が定めるもの（次項において「現内部組織」という。）であって再就職者（離職後二年を経過した者を除く。次項において同じ。）が離職前五年間に在職していたものとする。

##### ２

直近七年間に存し、又は存していた理事長の直近下位の内部組織（独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）の施行の日以後のものに限る。）として内閣総理大臣が定めるものであって再就職者が離職前五年間に在職していたものが行っていた業務を現内部組織（当該内部組織が現内部組織である場合にあっては他の現内部組織）が行っている場合における前項の規定の適用については、当該再就職者が離職前五年間に当該現内部組織に在職していたものとみなす。

#### 第十七条（管理又は監督の地位）

センターに係る通則法第五十条の六第二号に規定する管理又は監督の地位として主務省令で定めるものは、職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）第二十七条第六号に規定する職員が就いている官職に相当するものとして内閣総理大臣が定めるものとする。

# 附　則

##### １

この府令は、公布の日から施行する。  
ただし、附則第三項の規定は、平成十五年十月一日から施行する。

##### ２

センター法附則第二条第六項の規定により政府から出資があったものとされた償却資産は、第九条第一項の規定による内閣総理大臣の指定があったものとみなす。

# 附則（平成一七年三月二九日内閣府令第二八号）

この府令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二〇年八月四日内閣府令第四九号）

#### 第一条（施行期日）

この府令は、独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律（平成二十年法律第二十七号）の施行の日から施行する。

# 附則（平成二二年一一月二六日内閣府令第五一号）

この府令は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十二年十一月二十七日）から施行する。

# 附則（平成二七年三月二七日内閣府令第一四号）

##### １

この府令は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

##### ２

改正法附則第八条第一項の規定により、改正法による改正前の独立行政法人通則法（以下「旧通則法」という。）第二十九条第一項の規定に基づき内閣総理大臣が独立行政法人国民生活センターに指示している中期目標が、改正法による改正後の独立行政法人通則法第二十九条第一項の規定に基づき内閣総理大臣がセンターに指示した中期目標とみなされる場合におけるこの府令による改正後の独立行政法人国民生活センターの業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する内閣府令（以下「新府令」という。）第五条第一項の規定については、同条の表中「通則法第二十九条第二項第二号に」とあるのは「改正法による改正前の独立行政法人通則法（以下「旧通則法」という。）第二十九条第二項第三号に」と、「同項第三号から第五号」とあるのは「同項第二号、第四号及び第五号」と、「通則法第二十九条第二項第二号から第五号」とあるのは「旧通則法第二十九条第二項第二号から第五号」と読み替えて適用する。

##### ３

新府令第九条第三項の規定は、この府令の施行の日以後に開始する事業年度に係る事業報告書から適用する。

# 附則（平成二九年九月二九日内閣府令第四六号）

この府令は、平成二十九年十月一日から施行する。

# 附則（平成三一年三月二九日内閣府令第一六号）

##### １

この府令は、平成三十一年四月一日から施行する。

##### ２

独立行政法人国民生活センター（以下「センター」という。）の成立の際、独立行政法人国民生活センター法（平成十四年法律第百二十三号）附則第二条第一項の規定によりセンターが承継したたな卸資産のうち貯蔵品については、この府令による改正後の独立行政法人国民生活センターの業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する内閣府令（以下「新府令」という。）第七条の四第一項の指定を受けたものとみなす。

##### ３

新府令第八条及び第九条の規定は、平成三十一年四月一日以後に開始する事業年度に係る財務諸表（独立行政法人通則法第三十八条第一項に規定する財務諸表をいう。以下この項において同じ。）及び事業報告書（同法第三十八条第二項に規定する事業報告書をいう。以下この項において同じ。）から適用し、同日前に開始する事業年度に係る財務諸表及び事業報告書については、なお従前の例による。

# 附則（令和二年二月二〇日内閣府令第五号）

この府令は、公布の日から施行する。